

次世代育成支援対策推進法にもとづく日本商工会議所の一般事業主行動計画

I. 目的・趣旨：

職員の職場生活と家庭生活の両立を支援するためには、多様な労働条件を整備・周知するほか、職員一人ひとりが自らの能力を発揮し互いに協力することで、業務のさらなる効率化・生産性向上を進めることが大切であると考えます。

日本商工会議所は、職員のワークライフバランス実現のため、次のように行動計画を策定します。

II. 計画期間：平成26年4月1日～平成29年3月31日までの3年間

III. 計画の内容：

目標：

育児をする職員等の職場生活と家庭生活の両立を支援し、働き方の見直しに資する多様な労働条件を整備します

内容：

①所内制度の周知や呼びかけを進めます

- ・所内システム等を通じて、育児休業、育児のための短時間勤務、看護休暇、妻の出産のための特別休暇など、所内各種制度の周知徹底を図るとともに、取得を促進します。

②時間外労働時間を減らしていきます。

- ・長時間労働の職員の健康管理を行うとともに、長時間労働の原因となる業務の内容や分担について、見直しを図ります
- ・管理職が率先し、定時に帰る雰囲気づくりや仕事の進め方を行います
- ・部署ごとにノー残業デーを設け実施します
- ・深夜残業は緊急時以外には行いません

③休暇の取りやすい職場をつくります

- ・有給休暇の計画的な取得を促進します
- ・夏季休暇の全員100%消化を目指します

以上